

孤独・孤立対策に取り組む NPO等の皆様へ

～緊急支援策のご案内～

孤独や孤立で悩まれている方に向けて様々な活動を行っているNPO等の
方々の力をお借りし、孤独・孤立対策に取り組むため、自殺防止の取組みや
相談支援、居場所づくりなど、幅広い分野のNPO等に対する当面の緊急支
援策を、令和3年3月16日に関係省庁と連携して取りまとめました。

相談員を
増やしたい
【人件費に】

情報発信に
力を入れたい
【広報啓発費に】

人材育成を
強化したい
【研修費に】

子供の居場所づく
りを実施したい
【運営費に】

女性に対する
支援の強化
【活動運営費に】

住まい確保
支援の強化
【補助引上げ】

＜今回、対象となる団体＞

自殺防止対策、生活困窮者等支援、フードバンク、学校給食／子ども食
堂支援、子ども食堂等の取組実践、子供の居場所づくり支援、女性への
相談支援等、居住と就労等を交えた自立支援を行う団体

※ここでご紹介する支援策は、既存の施策を大幅に拡充したもの、新規に創設された施策となります。
支援策の概要や申請方法についてまとめましたので、ぜひご活用ください。今後も、皆さまの活動
を支援する施策をご紹介します。

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への各支援策、主に対象となる団体

○生活支援等・自殺防止対策

＜対象となる団体＞

- ◆自殺防止対策を行うNPO法人等
(電話・SNS相談、相談員の養成、情報発信等)
- ◆生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等
(電話・SNS相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保等)

3ページをご覧ください

○フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助

＜対象となる団体＞

- ◆子ども食堂等向けの食品の受入れ・提供を拡大するフードバンク
- ◆学校給食、子ども食堂に食材を提供するNPO法人等
- ◆子ども食堂等の取組を行う団体

4・5ページ
をご覧ください

○子供の居場所づくり

＜対象となる団体＞

- ◆地方自治体の委託を受けて、子ども食堂、学習支援等の子供の居場所づくりなどの活動を行う団体

6ページをご覧ください

○女性に寄り添った相談支援

＜対象となる団体＞

- ◆地方自治体の委託を受けて、コロナ禍で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等を行う団体

7ページをご覧ください

○住まいの支援

＜対象となる団体＞

- ◆公営住宅や建替予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を新型コロナにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸し、就労等を見据えた自立支援を行う団体
- ◆孤独・孤立対策として、入居後の見守り等の支援活動を行うNPO等の居住支援法人

8・9ページ
をご覧ください

➡ よくある質問は、10ページをご覧ください。

各支援策について（概要・申請方法等）

○生活支援等・自殺防止対策

NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化

孤立・孤独及び自殺防止に対処するための活動を行うNPO法人等の支援として、

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策交付金を活用し、自殺リスクの高まりを踏まえ、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化する。
- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、広域的に生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等（全国団体を含む）について支援する。

【事業内容】

1. 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成（15億円）

- 相談体制の強化
 - ・ NPO法人等が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 相談員等の養成
 - ・ 電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
- 自殺防止対策の情報発信の強化
 - ・ 自殺相談窓口等に関する積極的な周知



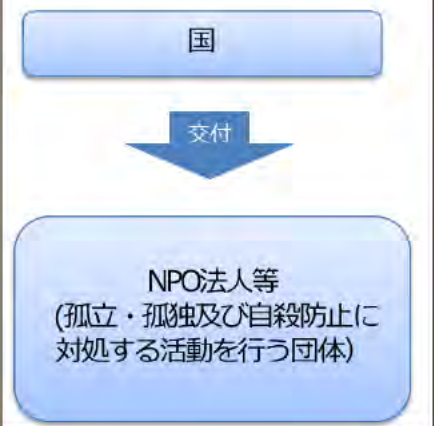
2. 生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成（2億円）

- コロナ対応として緊急性がある事業であって、生活困窮者やひきこもり状態にある者に対して、電話・SNS相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保などに関する活動を広域的に行うNPO法人等に対して、当該活動費に対する助成を行う



【事業スキーム】

- 実施主体：NPO法人等
- 補助率：国 10/10



<申請方法>

1. 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

【提出書類等の申請に関する情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207836_00011.html

【申請先・問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

(03-5253-1111 (内線2838)、taisaku-suisin@mhlw.go.jp)

【公募期間】

令和3年3月31日（水）～4月14日（水）17:00（募集は終了しています）

2. 生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成

【提出書類等の申請に関する情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207836_00010.html

【申請先・問い合わせ先】

申請先：厚生労働省社会・援護局 書記室 経理係

(03-5253-1111 (内線2805)、hirashima-yoshito@mhlw.go.jp)

問い合わせ先：厚生労働省社会・援護局地域福祉課

(03-5253-1111 (内線2893)、chiiki-ka@mhlw.go.jp)

【公募期間】

令和3年3月31日（水）～4月14日（水）17:00（募集は終了しています）

○フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助

フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充

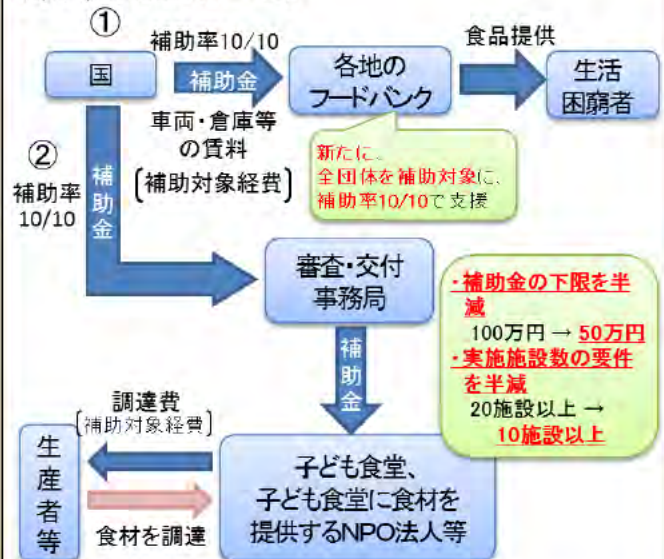
【要旨】

- 今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂等を集まらない中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援
- 子ども食堂への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等に対する補助対象となる補助金の下限を引き下げ、実施施設数に係る要件を緩和するとともに、政府備蓄米の子ども食堂への交付数量上限を引き上げ。

【事業内容】

- ①フードバンクへの支援(4億円)
 - フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。
 - 具体的には、食品の受入れ・提供を拡大するために必要な運搬用車両、一時保管用倉庫(冷蔵・冷凍庫含む)、入出庫管理機器等の賃借料を支援。
 - **新たに**、従来の予算の補助対象(スタートアップ団体)のみならず、**全国体を補助対象に**、**補助率10/10**で支援。
- ②国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業における子ども食堂への食材調達費の補助(4億円)
 - 食育に取り組む子ども食堂の食材の調達費を支援。
 - 子ども食堂への1取組当たりの**補助金下限を半減(100万円 → 50万円)**、**実施施設数の要件を半減(20施設以上 → 10施設以上)**。
- ③政府備蓄米の子ども食堂への無償交付上限引き上げ
 - 政府備蓄米の子ども食堂への無償交付について、1団体当たりの**交付数量の上限を引き上げ(年間60kg → 90kg)**。

【①、②の事業スキーム】



<申請方法>

1 食品受入能力向上緊急支援事業（フードバンク支援事業）

【申請に関する情報（提出書類等）】

https://www.maff.go.jp/i/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

【申請先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課

03-6744-2066、loss-non@maff.go.jp

【公募期間】

第1回：令和3年4月7日（水）～令和3年6月30日（水）

第2回：令和3年7月1日（木）～令和3年9月30日（木）

第3回：令和3年10月1日（金）～令和3年12月28日（火）

2. 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち学校給食・子ども食堂等への食材提供

【申請に関する情報（提出書類等）】

販路多様化事務局特設ウェブサイト（<https://hanrotayouka.jp/>）

【申請先】

0570-030525 販路多様化事務局（補助事務局）

【公募期間】

第2次公募：令和3年3月17日（水）～同年4月15日（木）中 （募集は終了しています。）

【問い合わせ先】

農林水産省大臣官房政策課国産農林水産物等販売促進チーム

03-6744-2089（直通）

○フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助(続き)

フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充

【要旨】

- 今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂等に集まらない中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援
- 子ども食堂への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等に対する補助対象となる補助金の下限を引き下げ、実施施設数に係る要件を緩和するとともに、政府備蓄米の子ども食堂への交付数量上限を引き上げ。

【事業内容】

①フードバンクへの支援(4億円)

- フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。
- 具体的には、食品の受入れ・提供を拡大するために必要な運搬用車両、一時保管用倉庫(冷蔵・冷凍庫含む)、入出庫管理機器等の賃借料を支援。
- **新たに**、従来の予算の補助対象(スタートアップ団体)のみならず、**全団体を補助対象に、補助率10/10**で支援。

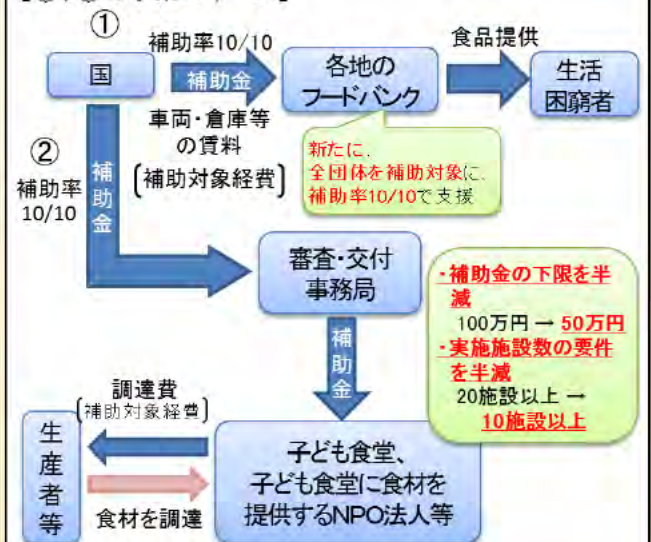
②国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業における子ども食堂への食材調達費の補助(4億円)

- 食育に取り組む子ども食堂の食材の調達費を支援。
- 子ども食堂への1取組当たりの**補助金下限を半減(100万円 → 50万円)**、**実施施設数の要件を半減(20施設以上 → 10施設以上)**。

③政府備蓄米の子ども食堂への無償交付上限引き上げ

- 政府備蓄米の子ども食堂への無償交付について、1団体当たりの**交付数量の上限を引き上げ(年間60kg → 90kg)**。

【①、②の事業スキーム】



3. 政府備蓄米の無償交付（子ども食堂等、子ども宅食へ支援）

【申請に関する情報（提出書類等）】

<http://www.maff.go.jp/i/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

【申請先】

農林水産省政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

【申請期間】

令和3年4月1日～5月14日（金）※交付決定後、順次配送します。

上記以降の申請受付期間（予定）は、

（ア）7月～8月中旬、（イ）10月～11月中旬、（ウ）令和4年1月～2月中旬としており、8～9月は、夏季の品質劣化を回避するため、配送しません。

【問い合わせ先】

農林水産省政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

電話：03-3502-7950（直通）FAX 03-6744-2523

※9時半～12時、13～18時（土日曜、休祝日除く）

○子供の居場所づくり

NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方自治体への補助の拡充

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、コロナ禍の中で子供が社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額(補助対象事業費の上限): 300万円(①②の合計)

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量(支援を行う民間団体の状況等)の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

子供等支援事業

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額: 最高1,500万円(①②の合計)、最高300万円(③)

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業 等

②連携体制の整備

- ・自治体内部(福祉部門・教育部門)、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

緊急支援事業

つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率: **3/4**
- ・補助基準額: **委託団体当たり125万円**

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを**NPO等に委託し**、子供を行政等の必要な支援につなげる事業(委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。)

- ※ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

※自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めた場合にも、補助対象になる。

<申請方法>

【事業に関する情報】

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>

【事業の実施主体】

地方自治体(地方自治体がNPO等に委託して実施します。)

【申請先】

内閣府子どもの貧困対策担当(申請者は、地方自治体に限られます。)

【交付申請期間】

地方自治体からの申請を随時受付中

【問い合わせ先】

内閣府子どもの貧困対策担当

電話: 03-6257-1445(直通) FAX: 03-3581-0699

Mail: taisaku.kodomonohinkon@cao.go.jp

つながりの場づくり緊急支援事業は、地方自治体がNPO等に委託して実施する子供の居場所づくりなどの取組について、地方自治体に対し「地域子供の未来応援交付金」を交付するものです。そのため、事業の実施主体は地方自治体になります。

本交付金の制度に関することは内閣府まで、地方自治体における本事業実施に関することは、お近くの都道府県・市町村(特別区を含む。)の「子どもの貧困対策担当」までお問い合わせください。

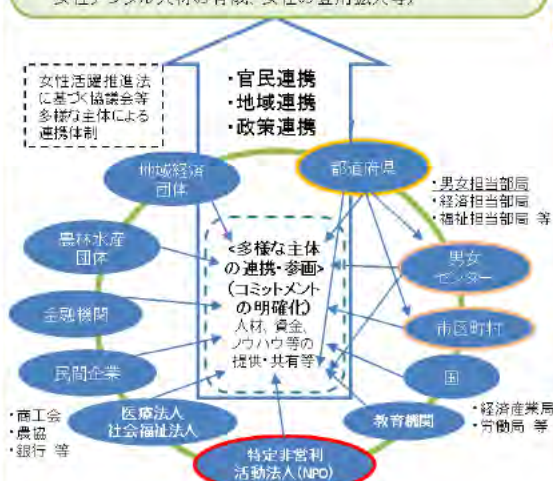
女性に寄り添った相談支援

NPO等が行う不安を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充

地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方自治体が、コロナ禍で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO等に委託した場合に国の補助率を引き上げる。

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2

③つながりサポート型：3/4

【交付上限】 各区域ごと

都道府県 800万円(注)

政令指定都市 500万円

市区町村 250万円

ただし、③は一律1125万円

(注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

③ つながりサポート型 ※追加措置部分 (所要額:13.5億円)

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、女性用品の提供

NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請
交付

内閣府

情報提供

他の地域の
・ 地方公共団体
・ 地域経済団体 等

<申請方法>

【申請に関する情報(提出書類等)】

内閣府男女共同参画局ホームページ 「令和3年度実施 地域女性活躍推進交付金(拡充)」

https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/r03/ex.html

【事業の実施主体】

地方自治体(地方自治体がNPO等に委託して実施します。)

【申請先】

内閣府 男女共同参画局 総務課 地域担当(申請者は、地方自治体に限られます。)

【公募期間】

令和3年4月12日(月)～令和3年5月28日(金) 17:00

【問い合わせ先】

内閣府男女共同参画局総務課

地域女性活躍推進交付金(つながりサポート型)担当

電話: 03-5253-2111(代表) 内線: 37580

Mail: jyousei.koufukin@cao.go.jp

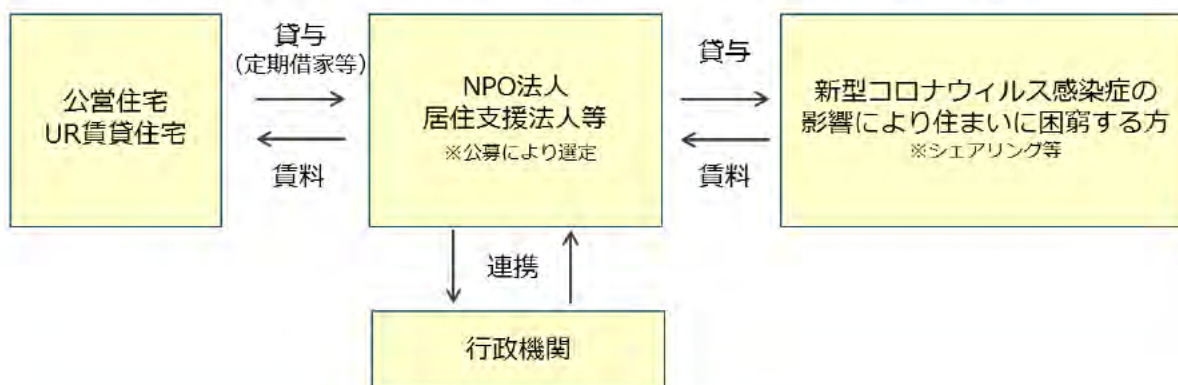
○住まいの支援

公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、 就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの創設

公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与。当該NPO法人等が新型コロナウイルスにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設。

【事業スキーム】

- ・公営住宅については、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲で、空き住戸を活用。目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（4月1日施行）。
- ・UR賃貸住宅については、URが居住支援法人等を公募し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与。居住支援法人等が、住まいの提供や就労等を見据えた居住者の自立支援等を実施（4月以降に実施）。
※UR賃貸住宅の本来の入居希望者への供給やUR全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行う。



<申請方法>

○公営住宅：

【申請先・公募期間・問い合わせ先】

各地方公共団体にお問合せ下さい

○UR賃貸住宅：

【申請先・公募期間・問い合わせ先】

都市再生機構（※申請先等は決定次第ホームページ等で公表します）

【担当】国土交通省住宅局住宅総合整備課

電話：03-5253-8506（直通）

〇住まいの支援

NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

● 居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人
- ・ 都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・ 367者（47都道府県）が指定（R3.2.26時点）

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等



● 居住支援法人への支援（居住支援協議会等活動支援事業）（5億円）

- ・ 居住支援法人が行う次の活動に対する補助
①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催（①は必須、②～④は任意）
- ・ 補助上限額：1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付
※ **孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額1,200万円**
外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円

<申請方法>

【申請に関する事項】

https://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000229.html

【申請先】

国土交通省住宅局安心居住推進課

【募集期間】

【特別応募】（補助対象期間 原則 4/1～ ）（募集は終了しています）

令和3年3月24日（水）～令和3年3月29日（月）

【一般応募】（補助対象期間 交付決定日～ ）

令和3年4月16日（金）～令和3年5月7日（金）17:00

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課

メール : hqt-sienhoujin-oubo@gxb.mlit.go.jp

電話 : 03-5253-8952（直通）

受付時間：9:30～12:00 13:00～18:00

（土日曜、休祝日除く）

よくあるご質問

- Q. 複数の支援策に応募することは可能なのでしょうか。その場合、支援の重複を避けるためにNPOとして何かしなければならないことはありますか。
- A. 支援を受ける事業内容が重複していない場合は申請できますが、申請する対象経費が、応募する支援策別に明確に区分されている必要があります。詳細は各支援策の担当府省にお問い合わせください。
- Q. 地域子供の未来応援交付金の「つながりの場づくり緊急支援事業」の交付申請は、NPOから内閣府に直接申請をすることはできますか。
- A. この支援策は、地方自治体が事業の実施主体となり、子供の居場所づくりなどをNPO等に委託して実施する取組について、地方自治体に対し「地域子供の未来応援交付金」を交付するものです。
したがって、NPO等から内閣府に直接交付申請をすることはできません。なお、本交付金の制度に関することは内閣府まで、地方自治体における本事業実施に関することは、お近くの都道府県・市町村（特別区を含む。）の「子どもの貧困対策担当」までお問い合わせください。

<関係省庁>

- 内閣官房孤独・孤立対策担当室
- 厚生労働省
- 農林水産省
- 内閣府
- 国土交通省

